弥生 PAP 会員様向け年末調整セミナー

『弥生給与(やよいの給与計算) 24 』

令和5年分年末調整の流れと操作

このセミナーでは「年末調整ナビ」を使って、令和5年分の年末調整の準備から年末調整の終了(新年度へ更新)までの操作をご説明します。

目次

丰末訓	周整作業の前に	1
[1]	年末調整ナビへようこそ	5
[2]	年末調整の準備をしよう	6
[3]	申告書を入力しよう	.10
[4]	年税額を算出しよう	.24
[5]	過不足税額を精算しよう	.31
[6]	法定調書を作成しよう	.33
[7]	新年度へ更新しよう	.40

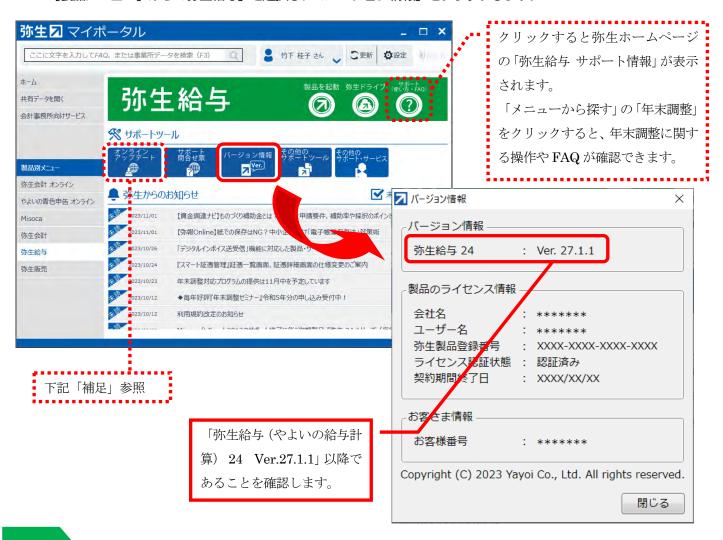
年末調整作業の前に

『年末調整対応版 (令和5年分) Ver.27.1.1』以降のインストール

※画像は『弥生給与』と Windows 10 で説明します。

年末調整作業の前に、令和 5 年分の年末調整に対応した『弥生給与(やよいの給与計算) 年末調整対応版(令和 5 年分) Ver.27.1.1』以降がインストールされていることを確認します。以下の手順で確認できます。

- 1. デスクトップの [弥生 マイポータル] アイコンをクリックして『弥生 マイポータル』を起動します。
- **2.** 「製品メニュー」から「弥生給与」を選択し、「バージョン情報」をクリックします。



補足

バージョン情報の表示が「弥生給与 24 Ver.27.0.1」以前になっている場合は、『弥生給与(やよいの給与計算) 24 年末調整対応版(令和 5 年分)Ver.27.1.1』以降がインストールされていません。オンラインアップデート機能を使用してインストールします。

オンラインアップデートは『弥生 マイポータル』の「オンラインアップデート」をクリックすると実行できます。 [弥生オンラインアップデート]画面が表示されたら、[弥生給与(やよいの給与計算) 年末調整対応版(令和 5 年 分)Ver.27.1.1]以降にチェックを付けて[アップデート]をクリックします。

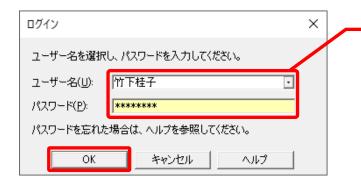
給与データを開く

弥生給与を起動し、給与データを開きます。

『弥生 マイポータル』の[製品メニュー] - [弥生給与] から、[製品を起動] をクリックします。



2. [ログイン] 画面が表示されます。ユーザーを選択してパスワードを入力し、 [OK] をクリックします。



マイナンバーに関する操作を行う場合は、マイナンバー取り扱い権限のあるユーザーでログイン する必要があります。

パスワードには、ユーザーを設定する際に登録したパスワードを入力します。

補足

あらかじめマイナンバーを取り扱う担当者を設定しておく必要があります

マイナンバーの登録や印字等が行えるのは、マイナンバー取り扱い権限のあるユーザーのみです。マイナンバー取り扱い担当者が設定されていない場合は、先にユーザーの設定を行ってください。



マイナンバー取り扱い担当者の設定は、 [マイナンバーナビ] 画面から行います。 具体的な操作方法については、 「スタートアップガイド」のマイナンバー管理に関する動画をご確認ください。

⇒ https://www.yayoi-kk.co.jp/startupguide/payroll/player/03.html

年末調整の処理年度を確認して年末調整ウィンドウを起動

給与データの年末調整の処理年度が「令和5年分(2023年分)」 になっていることを確認して、年末調整ウィンドウを 起動します。

ステータスバーの [年末調整の処理年度] が「令和5年分(2023年分)」 になっていることを確認します。

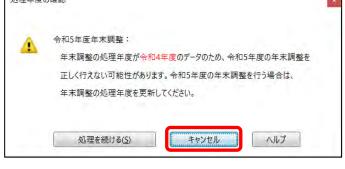


クイックナビゲータの [年末調整] カテゴリから [年末調整業務を行う] をクリックします。

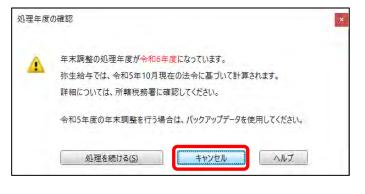
補足 処理年度の確認 令和5年度年末調整:

〈年末調整処理年度が令和4年(2022年)以前の場合〉

年末調整処理年度が「令和4年度(2022年度)」 以前の場合は、左のメッセージが表示されます。 [キャンセル] をクリックし、クイックナビゲータ の [年末調整] カテゴリから [終了して新年度へ] をクリックして、年末調整年度を「令和5年度(2023 年度) 」に更新する必要があります。



〈年末調整処理年度が令和6年(2024年)以降の場合〉



年末調整処理年度が「令和6年度(2024年度)」 以降の場合は、左のメッセージが表示されます。 [キャンセル]をクリックし、令和5年度のバック アップファイルを復元してください。

3. 年末調整ウィンドウが起動し、「年末調整ナビ」が表示されます。 タイトルバーに「令和5年分対応版」と表示されていることを確認しましょう。



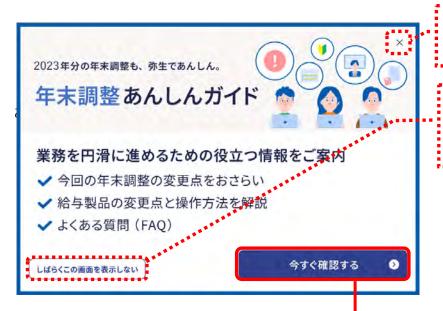
給与本体を呼び出すた めのボタンを追加

<参考> Ver.27.1.1 以降をインストールした後の表示について

『弥生給与(やよいの給与計算) 24』をインストールすると、本年度の法令改正対応として、起動時およびデータコンバート時に以下の画面が表示されます。

<起動時>

令和5年分年末調整業務を円滑に進めるために役立つ情報を掲載した、弥生のホームページをご案内します。



クリックするとメッセージが閉じますが、次 回起動時に再度表示されます。

クリックするとメッセージが閉じ、その後 起動時に表示されなくなりますが、5日後には 再度表示されるようになります。

クリックすると、弥生ホームページの「年末調整あんしんガイド」ページが表示されます。 令和5年の年末調整業務に役立つ情報が確認できます。 ◆年末調整あんしんガイド https://www.yayoi-kk.co.jp/kaiketsu/nencho/ 弥生团 会計業務・バックオフィス業務のお悩みは? 弥生の製品 導入事例 ● 事業のお悩み解決 弥生株式会社 > 事業のお悩み解決 > 年末調整あんしんガイド 2023年分の年末調整も、弥生であんしん。 年末調整あんしんガイド 事業者の皆さまの年末調整業務を円滑に進めるための役立つ情報をご案内します。 弥生が年末調整で提供する「あんしん」 法令改正に対応した製品と 年末調整に関する解説情報の提供 製品操作サポート情報の提供 軽減できる資料の提供

1 年末調整ナビへようこそ

年末調整ナビについて

年末調整ナビは、年末調整を 7 つの項目にわけて流れを説明しています。そして、その流れに従って必要な作業画面を表示して年末調整業務を行うことができます。まずは、年末調整ナビの各項目について説明します。

②たたむ 年末調整ナビ 1 年末調整ナビへようこそ 2 年末調整の準備をしよう 3 申告書を入力しよう 4 年税額を算出しよう 5 過不足税額を精算しよう 6 法定調書を作成しよう 7 新年度へ更新しよう 年末調整メニューを表示

1 年末調整ナビへようこそ

年末調整の流れと、年末調整ウィンドウ (画面) について説明 しています。

2 年末調整の準備をしよう

事業所や従業員情報の設定確認、対象者の確認、従業員配布用 申告書の印刷、「給与/賞与の締め」の作業を説明しています。

3 申告書を入力しよう

「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」「基・配・所控除申告書」「住宅ローン控除等申告書」「前職情報」の入力について説明しています。

4 年税額を算出しよう

1年分の給与・賞与等から年税額を算出する作業を説明しています。

5 過不足税額を精算しよう

従業員ごとの還付額・徴収額の確認と精算の作業について説明 しています。

6 法定調書を作成しよう

社内保管用の帳票や各種法定調書の印刷、電子提出を行う場合のデータ出力について説明しています。

7 新年度へ更新しよう

年末調整を終了し、新年度へ更新する作業について説明しています。

2 年末調整の準備をしよう

[年末調整ナビ] から [2 年末調整の準備をしよう] をクリックします。

2 年末調整の準備をしよう

この内容を詳しく知りたい

2-1. 制度の確認

本年の年末調整に関わる制度上の改変内容を「2023年分年末調整の変更ポイント」 で確認してください。

2-2. 設定の確認

事業所や従業員の情報が正しく設定されて いることを確認します。

事業所

従業員<個人別>



2-3. 年末調整対象者の確認

年末調整の対象となる人、ならない人を確認 します。

年末調整の対象とならない人は、「進捗一覧」から [年調対象] の項目を右クリックして [年調対象外にする] を選択します。

進捗一覧

2-4. 書類の準備

年末調整に必要な用紙をあらかじめ準備します。

保険料控除申告書、基・配・所控除申告書に ついては弥生給与から印刷しておくと便利です。

会社名と所在地を印刷します。

保険料控除申告書印刷

基·配·所控除申告書印刷

また翌年分の年末調整の準備のために扶養控除等申告書を印刷することもできます。

会社の配布方法に合わせて印刷内容を選べま す。詳細は「<u>右のナビ</u>」でご確認ください。

扶養控除等申告書 (翌年分)

会社情報のみを印刷

会社情報と従業員情報を合わせて印刷

基・配・所控除申告書に記載する給与所得の 「所得金額」は、基・配・所控除申告書の裏面を 参照する必要があります。

裏面については、<u>国税庁が提供するPDF</u>を入手 し、印刷または配布してください。

2-5. 給与/賞与の締め

年末調整の前に本年度最後の給与と賞 与の計算をします。

作業内容は精算方法によって異なります。詳細は「<u>右のナビ</u>」でご確認ください。

制度について確認する

ナビから「2023 年分年末調整の変更ポイント」をクリックして、本年度 の年末調整に関する変更点を確認します。

「事業所」と「従業員<個人別>」の確認

<「事業所」の確認>

ナビから「事業所」をクリックします。[事業所] 画面が表示されます。 「事業所名」や「住所」、「法人番号」等を確認します。

く「従業員 <個人別> | の確認>

ナビから「従業員 <個人別>」をクリックします。従業員の各項目の設定を確認します。特に [住所] タブの「給与支払報告書提出先」が正しく入力されていることを確認します。また本年中に入社、退職した従業員がいる場合は [一般] タブの「入社年月日」や「退職年月日」の入力漏れがないことを確認します。加えて、帳票の印字に必要な「フリガナ」や「非居住者」区分、マイナンバー(個人番号)などが正しく入力されていることも確認しておきましょう。

「年末調整を行わない」従業員の確認

ナビから「進捗一覧」をクリックします。 [進捗一覧] 画面が表示されます。年末調整を行わない従業員の [年調対象] 列に「×」が表示されていることを確認します。「×」になっていない場合は、該当する従業員の「○」を右クリックして「年調対象外にする」を選択します。



- ※ 「乙欄」の従業員は、自動的に年調対象外と判断されます。
- ※ 年収が 2,000 万円を超える従業員は、年税額を算出した際に自動的に判断されますので、予め「対象外」に設定する必要はありません。

<セレクトの活用>

セレクトを使うと、従業員の並び順を変更することや、特定の 従業員に絞り込むことができます。

- **1.** 「セレクト」をクリックします。
- 2. 条件を指定したい項目にチェックをつけて、リストから 指定する内容を選択します。複数の条件を組み合わせる こともできます。
- **3.** [OK] をクリックすると、条件に一致する従業員のみが表示されます。

■注意■

従業員セレクトを行うと、画面を切り替えても絞り込み状態が 保持されている場合がありますので、確認が終わったら解除し ておきましょう。絞り込みを解除するには、再度 [セレクト] ボタンをクリックし、「絞り込み条件をクリア」をクリックし て [OK] をクリックします。

例)退職者のみを抽出する場合



「保険料控除申告書」「基・配・所控除申告書」「扶養控除等申告書(翌年分)」

の印刷

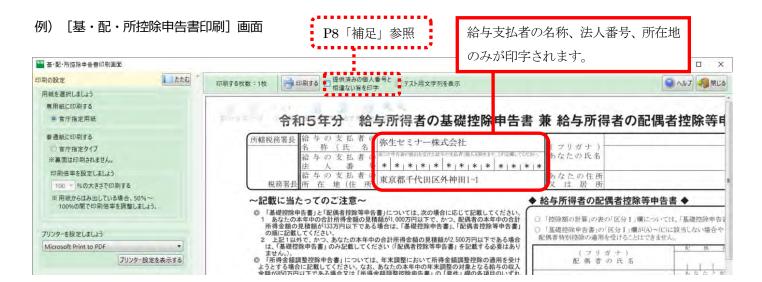
従業員に配布する「保険料控除申告書」「基・配・所控除申告書」「扶養控除等申告書(翌年分)」を印刷します。

「保険料控除申告書」と「基・配・所控除申告書」は、本年分の申告用です。会社名と所在地が印字されたフォームを印刷できます。印刷できるのは、どちらも記入用の1枚目のみです。「基・配・所控除申告書」に記載する所得金額を計算するために「基・配・所控除申告書」の裏面が必要な場合は、ナビの「国税庁が提供する PDF」をクリックすると、国税庁のホームページにて提供されている PDF を入手できます。(ナビの 参照)

また、年末調整の際に翌年分の「扶養控除等(異動)申告書」を回収する場合は、「扶養控除等申告書(翌年分)」から印刷できます。

<「保険料控除申告書」(または「基・配・所控除申告書」)の印刷>

- 1. ナビから「保険料控除申告書印刷」(または「基・配・所控除申告書印刷」)をクリックします。 印刷画面が表示され、右側に「保険料控除申告書」(または [基・配・所控除申告書])のプレビューが表示されます。 [給与の支払者の名称(氏名)] [法人番号] [給与の支払者の所在地(住所)]が正しく表示されていることを確認します。 ※ここでは、給与支払者の名称、法人番号、所在地のみ印字できます。
- 2. 画面左側の [印刷の設定] で用紙、プリンターを設定します。
- 3. プレビュー画面の [印刷する] をクリックして [保険料控除申告書] (または [基・配・所控除申告書]) を印刷します。



く「扶養控除等申告書(翌年分)」の印刷>

「扶養控除等申告書(翌年分)」は2種類のフォームから選択できます。

「会社情報のみを印刷」を選択すると、給与支払者の名称、法人番号、所在地が印刷されます。「会社情報と従業員情報を 合わせて印刷」を選択すると、会社情報と合わせて従業員と家族の情報が印字されます。

- 1. ナビから「会社情報のみを印刷」(または「会社情報と従業員情報を合わせて印刷」)をクリックします。 印刷画面が表示され、右側に [令和6年分 扶養控除等申告書] のプレビューが表示されます。給与の支払者の名称、法 人番号、所在地が正しく表示されていることを確認します。 「会社情報と従業員情報を合わせて印刷」を選択した場合 は、本人や家族の情報も確認します。※ここでは翌年分(令和6年分)のみ印刷ができます。
- 2. 画面左側の [印刷の設定] で用紙、プリンターを設定します。
- 3. プレビュー画面の [印刷する] をクリックして [令和6年分 扶養控除等申告書] を印刷します。

補足

<マイナンバー(個人番号)の印字について>

「基・配・所控除申告書」と「扶養控除等申告書(翌年分)」については、印刷時に個人番号を印字するかどうか、または個人番号の記載を省略する旨の内容を枠外に印字するかどうかを選択できます。必要に応じてご利用ください。なお、個人番号の印字はマイナンバーの取り扱い担当者でログインしている場合のみ可能です。

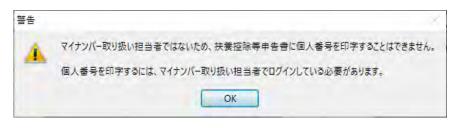
例) 扶養控除等申告書(会社・従業員情報) 印刷画面





■「個人番号を印字」を選択する場合の注意■

- 8. 印字するには、あらかじめ従業員と家族のマイナンバー(個人番号)の登録が必要です。
- 9. 法人番号は登録されていればチェックの有無に関係なく印字されます。ただし、給与支払者が個人の場合の「給与支払者の個人番号」は、登録されていても印字されません(保険料控除申告書も同様)。
- 10. マイナンバーの取り扱い担当者でログインしている必要があります。マイナンバーの取り扱い担当者でない場合は、下図の警告メッセージが表示され、個人番号は印字されません。



「給与/賞与の締め」の確認

本年最後の給与、賞与計算がすべて終了したら、年末調整の処理を行う前に、本年最後の給与、賞与の締めを確認します。 年末調整の精算方法によって手順が異なりますので、注意が必要です。

年末調整の精算を本年最後の「給与支払」で行う場合

本年最後の賞与が支給済みの場合は、賞与の終了処理を行います。本年最後の賞与をまだ支給していないなど終了できない場合は、年末調整の処理を行う前に、本年最後の賞与をロックしておく必要があります。

※ 本年最後の給与は更新やロックを行わず、そのままにしておきます。

年末調整の精算を本年最後の「賞与支払」で行う場合

年末調整の処理を行う前に、本年最後の給与をロックしておく必要があります。

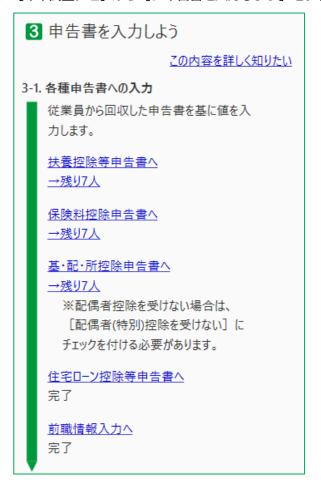
- ※ 給与の1月度への更新は行わないでください。
- ※ 本年最後の賞与は、終了処理やロックを行わず、そのままにしておきます。

年末調整の精算を「現金」で行う場合

年末調整の処理を行う前に、本年最後の給与や賞与を、ロックしておく必要があります。

3 申告書を入力しよう

[年末調整ナビ] から [3 申告書を入力しよう] をクリックします。



「扶養控除等申告書」 「保険料控除申告書」 「基・配・所控除申告書」 「住宅ローン控除等申告書」 「前職情報」の入力

従業員から回収した申告書をもとに申告書入力を行います。

く「扶養控除等申告書」の入力>

1. ナビから「扶養控除等申告書へ」をクリックします。画面右側に「扶養控除等申告書」のプレビューが表示されます。



2. 個人番号以外の緑色の部分をクリックして、 [扶養控除等情報入力] 画面を表示します。

弥生給与本体の「扶養親族等」に設定されている内容が反映されますので、従業員から回収した「給与所得者の扶養控 除等(異動)申告書」を確認しながら必要に応じて修正します。入力が終了したら [OK] をクリックします。

※ ここで追加、修正した内容は弥生給与本体の「扶養親族等」にも反映されます。



補足

く [退職手当等を有する扶養親族] について>

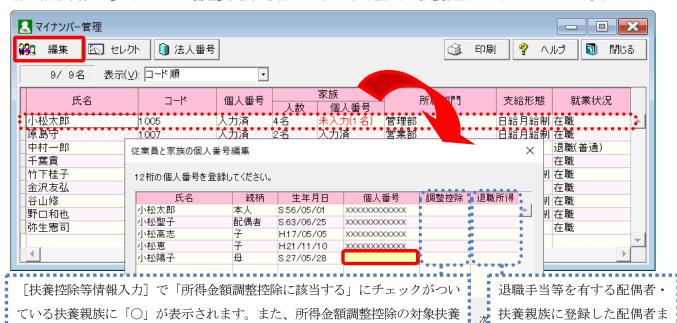
令和5年分から追加された「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」に関する情報を入力するための画面です。 退職手当等を有する配偶者・扶養親族について申告があった場合は、[行追加] ボタンをクリックして入力します。 入力した内容は、源泉徴収票/ 給与支払報告書に印字されます。

※給与本体には設定箇所はありません。



- ●扶養親族を追加した場合は、マイナンバーの登録も必要です。
- 個人番号をクリックします。

弥生給与本体の「マイナンバー管理」画面が表示されるので、追加した扶養親族のマイナンバーを登録します。



たは扶養親族 (P11 の補足参

照) に「○」が表示されます。

- 4. 入力した内容がプレビュー画面に反映されていることを確認し、進捗状況の [完了] をクリックします。 対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。
 - ※ [扶養控除等申告書] の入力が不要な従業員は、進捗状況の [不要] を選択します。

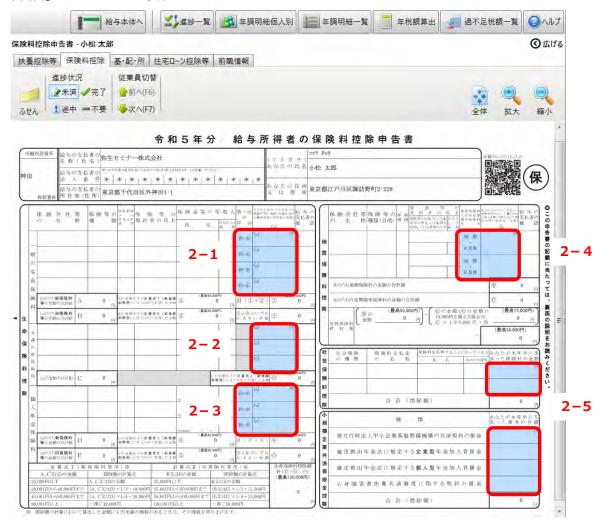
親族として、本人が扶養していない家族を登録した場合(P19の補足参照)

その家族のマイナンバーも管理することができます。



く「保険料控除申告書」の入力>

1. 「保険料控除」タブをクリックするか、ナビから「保険料控除申告書へ」をクリックします。画面右側に「保険料控除申告書」のプレビューが表示されます。



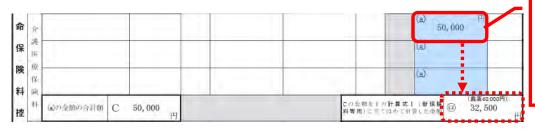
2. 水色の部分をクリックして、従業員から回収した「保険料控除申告書」に記入されている保険料の金額を直接入力します。

水色の部分に保険料等の金額を直接入力することで、「合計」や「控除額」は自動計算されます。

2-1. [一般の生命保険料] を入力します。



2-2. [介護保険料] を入力します。



支払った介護保険料 の金額を入力します。 例)支払った保険料: 50,000円

2-3. [個人年金保険料] を入力します。

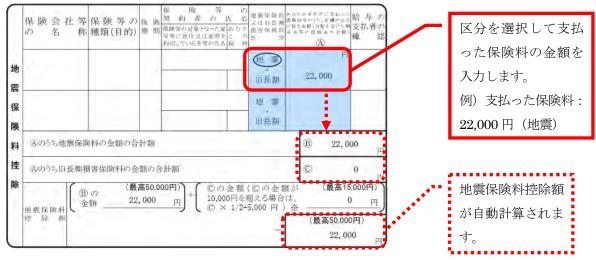


支払った個人年金保 険料の金額を入力し ます。

例)支払った保険料: 84,000円(新契約)

生命保険料控除額 計が自動計算され ます。

2-4. [地震保険料] を入力します。



2-5. [社会保険料控除] [小規模企業共済等掛金控除] を入力します。

社		保険料支払先	保険料を負担するこ	とになっている人	あなたが本年中に支
슢		0) 名 稀	民 者	あがおたかのは初	払った保険料の金額
保					(F)
険				+	
料					
控除		0 д			
小規	種類				あなたが本年中に支 払った掛金の金額
模企	独立行政法	P			
業共	確定拠出年				
済等	確定拠出年	F金法に規定する	個人型年金加	人者掛金	
掛金	心身障害	者扶養共済制度	Eに関する契約	りの掛金	
控除		台 計 (控	除額)		0 (3)

- 入力が完了したら、進捗状況の[完了]をクリックします。
 対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。
 - ※ [保険料控除申告書] の入力が不要な従業員は、進捗状況の [不要] を選択します。

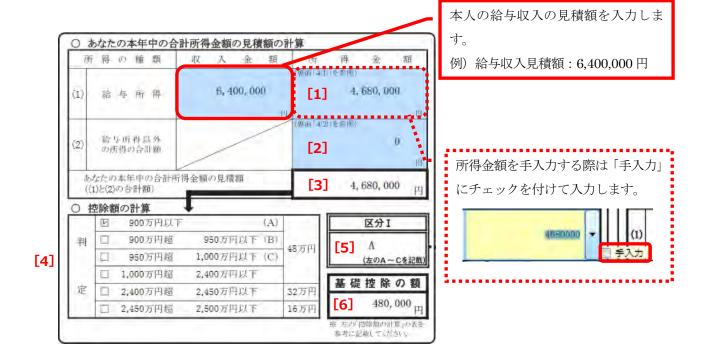


く「基・配・所控除申告書」の入力>

1. 「基・配・所」タブをクリックするか、ナビから「基・配・所控除申告書へ」をクリックします。画面右側に [基・配・ 所控等申告書] のプレビューが表示されます。



「◆給与所得者の基礎控除申告書◆」に、本人の収入金額を入力します。
 自動計算された所得の見積額や、判定された区分が表示されます。



く項目について>

[1]	給与年収の見積額を基に給与の所得金額が表示されます。
[2]	給与所得以外の所得を入力します。
[3]	[1] と [2] の所得金額の合計が表示されます。
[4]	[3] を基に判定欄の該当する箇所にチェックが付きます。
[5]	[4] で判定された区分に A 、 B 、 C の記号がある場合は対応する記号が表示されます。・・・(区分 I)
[6]	[控除額の計算] の表により基礎控除の額が表示されます。

重要

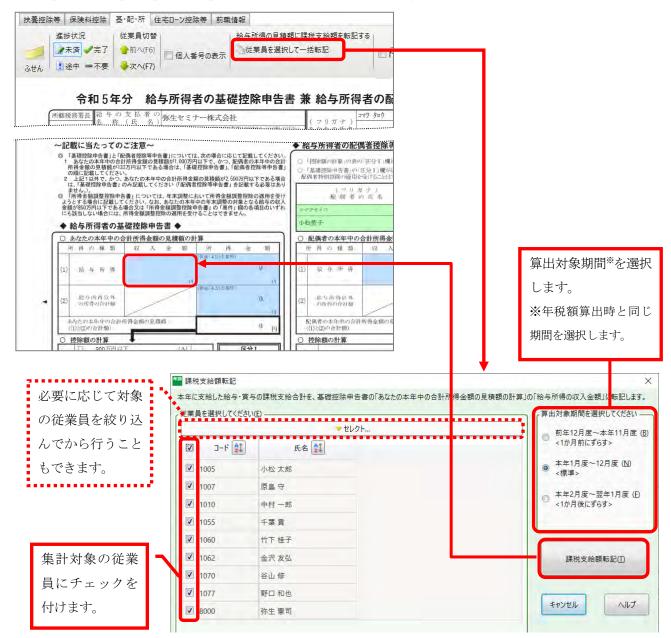
扶養親族情報で「配偶者あり」にチェックがついている場合は、本人の収入見積額を入力すると「配偶者控除の額」が自動的に表示されます。配偶者(特別)控除を受けない場合は、 [配偶者(特別)控除を受けない] にチェックを付けてください。



<課税支給額の転記について>

本年に支給した給与・賞与の課税支給合計を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の「給与所得」の「収入金額」へ転記することができます。以下をもとに金額を集計して表示します。

- [賃金台帳]の[課税支給合計]
- [前職分情報]の[支払金額] (中途入社した従業員の場合のみ)

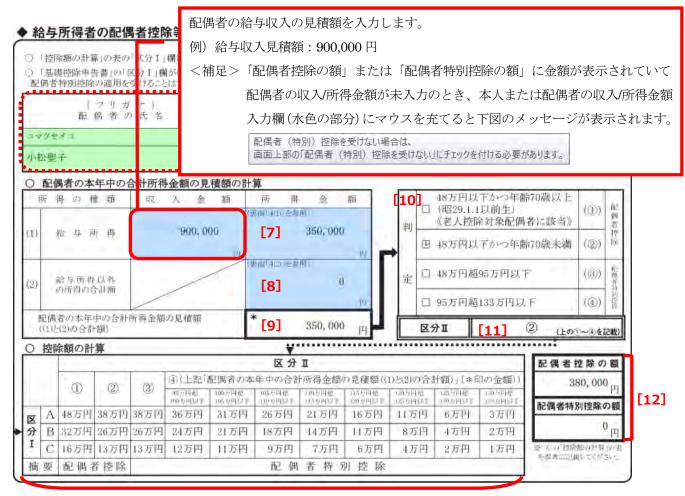


■課税支給額を転記する際の注意■

本年最後の給与・賞与が確定する前に転記した場合は、参考値です。

集計される金額は、転記ボタンをクリックした時点の金額です。本年最後の給与・賞与が確定した後に再度転記して、控除額に誤りがないか確認してください。

なお、所得税法では、「基・配・所控除申告書」に記載された所得の見積額に応じて控除額を計算することと されています。よって、『弥生給与(やよいの給与計算)』で転記した実績額を使用する場合は、従業員から 回収した申告書の見積額もあわせて修正の上、保管することをお勧めします。 3. 「◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆」の [配偶者] 欄に配偶者の情報が表示されていることを確認し、配偶者の収入金額を入力します。自動計算された所得の見積額と判定された区分、 [配偶者(特別) 控除の額] が表示されます。



[控除額の計算] の表

く項目について>

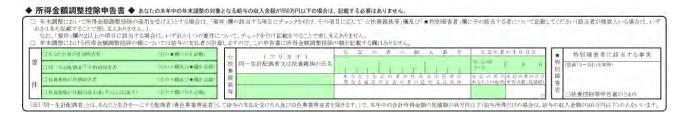
[7]	給与収入の見積額を基に給与の所得金額が表示されます。	
[8]	給与所得以外の所得を入力します。	
[9]	[7] と [8] の所得金額の合計が表示されます。	
[10]	[9] を基に判定欄の該当する箇所にチェックが付きます。	
[11]	[10] で判定された区分 $①$ 、 $②$ 、 $③$ 、 $④$ が表示されます。・・・(区分 \blacksquare)	
[12]	[控除額の計算] の表に [5] と [11] をあてはめて控除額が表示されます。	

く [配偶者(特別)控除の額]の算出方法>

手順2で判定された[区分I]と、手順3で判定された[区分2]を[控除額の計算]の表にあてはめて求められます。



4. 「◆所得金額調整控除申告書◆」を確認します。



補足

< 所得金額調整控除の適用を受ける場合の「基・配・所控除申告書」の入力>

所得金額調整控除の対象となる従業員については、「所得金額調整控除申告書」を入力した上で、自動計算された本人の所得金額から控除額を差し引く必要があります。

例) 原島守(給与収入が850万円を超えており、かつ23歳未満の扶養親族がいる)

本人の給与収入見積額 : 11,400,000

配偶者の給与収入見積額 : 750,000

所得金額調整控除額の適用要件 : 扶養親族が年齢 23 歳未満 (原島緑)

まず、手順 2 (P16)、手順 3 (P18) に従って、本人および配偶者の給与収入見積額を「基礎控除申告書」「配偶者控除申告書」へ入力した後、「所得金額調整控除申告書」を入力します。

- 1. 「所得金額調整控除申告書」の緑色の項目(個人番号以外)をクリックします。
- 2. [扶養控除等情報入力] ダイアログが表示されるので、原島緑さんの [所得金額調整] にチェックを付け、 [OK] ボタンをクリックして閉じます。

「所得金額調整控除申告書」の該当する要件にチェックが付き、対象の扶養親族の情報が表示されます。



次に、所得金額調整控除額を計算し、「基礎控除申告書」の自動計算された本人の所得金額を、所得金額調整控除額を差し引いた金額に修正します。所得金額調整控除額は以下の計算式で計算します。

<所得金額調整控除額の計算>

所得金額調整控除額 = (給与収入見積額^{*} - 850 万円) × 10%

※1,000万円を超える場合は「1,000万円」で計算します。

-計算例-

給与収入見積額が900万円の場合 ・・・・(900万円-850万円)×10%=5万円

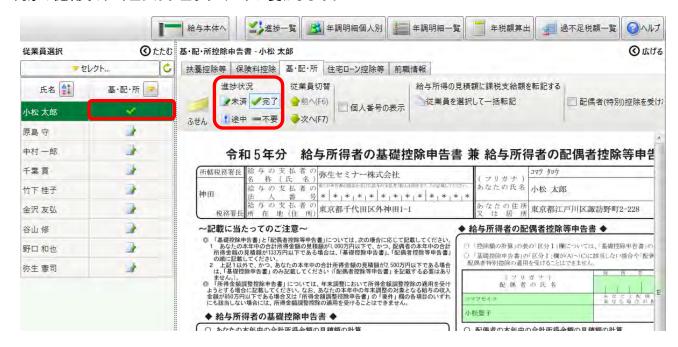
給与収入見積額が1,140万円の場合・・・(1,000万円-850万円)×10%=15万円

- 3. 「基礎控除申告書」の「所得金額」欄をクリックします。
- **4.** 「手入力」にチェックを付けて、所得金額調整控除額を差し引いた 930 万円 (945 万円 15 万円) を入力します。



5. 入力が完了したら、進捗状況の[完了]をクリックします。

対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。



く「住宅ローン控除等申告書」の入力>

1. 「住宅ローン控除等」タブをクリックするか、ナビから「住宅ローン控除等申告書へ」をクリックします。画面右側に 「住宅借入金等特別控除情報」が表示されます。



- 2. 従業員から回収した「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」をもとに、「住宅借入金等特別控 除適用数」を入力します。
- 3. 適用数を入力すると、設定した回数分の入力欄が表示されますので、それぞれの「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除区分」「住宅借入金等年末残高」を入力します。



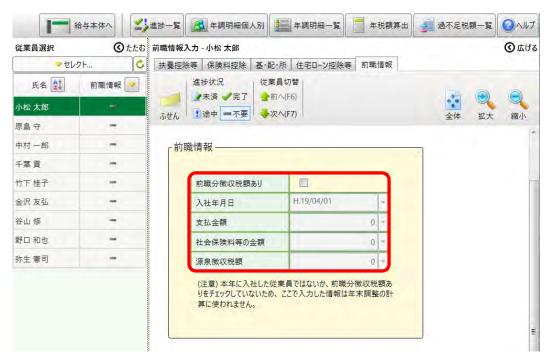
4. 入力が完了したら、進捗状況の[完了] をクリックします。 対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。

※ 住宅ローン控除のない従業員は、進捗状況を [不要] のままにします。



<「前職情報」の入力>

- 1. 本年中に入社した従業員で前職の徴収税額がある場合は、「前職情報」タブをクリックするか、ナビから「前職情報入力へ」をクリックします。画面右側に「前職情報」が表示されます。
- 2. 弥生給与本体の従業員情報で設定されている「前職分情報」が反映されますので、入力されていない場合は、「前職分徴収税額あり」にチェックをつけて、各項目を入力します。



- 3. 入力が完了したら、進捗状況の[完了]をクリックします。
 - ※ 前職分情報のない従業員は、進捗状況を「不要」のままにします。



■ 入力画面を切り替える方法について ■

同じ従業員の他の申告書を入力するには、タブをクリックして申告書を切り替えます。

申告書の種類を変えずに他の従業員を入力する場合は、[従業員選択] から従業員を選択するか、[従業員切替] で「次へ」 (または「前へ」)を選択して従業員を切り替えます。



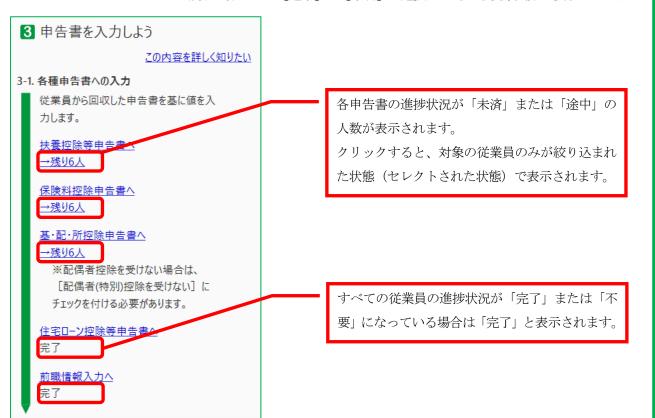
補足

<進捗状況の使い方>



[進捗状況] の設定は、作業の漏れや進捗を確認するためのものです。

確認、入力が完了した場合は[完了]、申告が不要な場合は[不要]、入力が途中の場合は[途中]、確認や入力をしていない場合は[未済]を選択します。また、年末調整ナビの残り人数には、[途中]と[未済]が選択されている従業員数が表示されます。



4 年税額を算出しよう

年末調整ナビから [4 年税額を算出しよう] をクリックします。

4 年税額を算出しよう

この内容を詳しく知りたい

4-1. 年間の給与と賞与の集計

1年分の給与・賞与等から年税額を算出します。

年税額を算出する

→残り9人

本年に支給された給与/賞与のうち、弥生給与 に入力されてないものがある場合は明細入力から 合計額を直接入力します。

(すべての給与・賞与等が弥生給与に入力済

みの場合は不要です)

年調明細個人別

年調明細一覧

4-2. 年税額の確認

入力値や年税額の確認を行います。

確認には次の画面が便利です。

年調明細個人別

年調明細一覧

年税額を算出する

1年分の給与・賞与等から年税額を算出します。

重要

[セレクト] に「絞り込み中」と表示されている 場合は、解除してから処理を行ってください。

- 1. ナビから「年税額を算出する」をクリックします。
- 2. [年税額算出] 画面が表示されます。



- 年税額を算出する従業員にチェックが付いていることを確認します。
- **4.** [算出対象期間を選択してください] から、税額を算出する対象期間を選択します。 (P43 参考資料② 参照)
- **5.** [算出実行] をクリックします。

補足

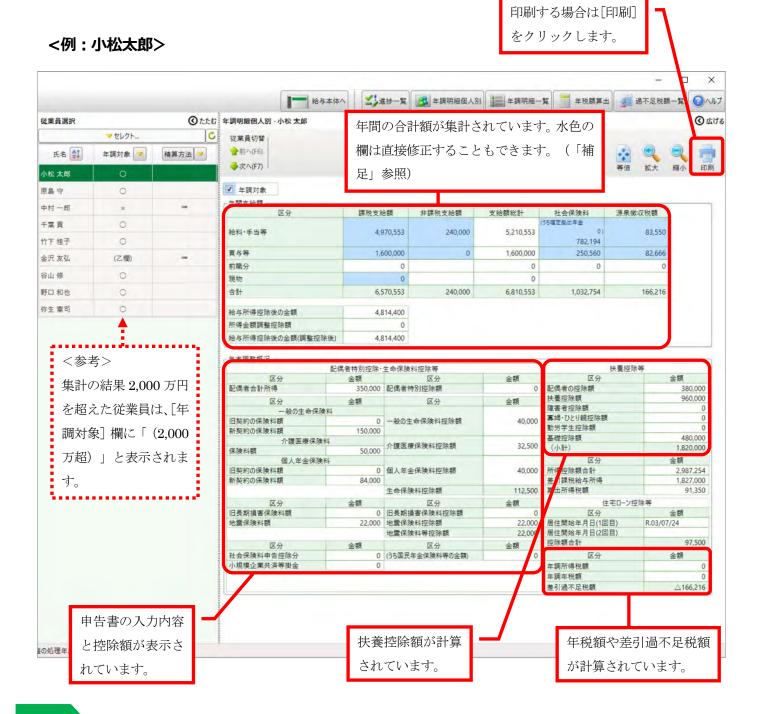
年税額の算出は、何度でも実行できます。再度算出する場合は、 ナビから [年税額を算出する] をクリックして [年税額算出] 画面を再度表示します。一度でも年税額算出を行うと [年税額 算出] にチェックマークが表示されますが、従業員にチェック をつけると [算出実行] が行えます。



「年調明細個人別」で年税額を確認する

算出結果を確認します。

- ナビから [年調明細個人別] をクリックします。
- 従業員の明細内容を確認します。



補足

「年間支給額」の水色の欄は直接入力できますが、入力した金額は賃金台帳に反映されません。弥生給与で賃金台帳を保存する必要が無く、年末調整だけを行う場合に入力してください。ただし、年税額の算出を行うと手入力前の金額に戻りますのでご注意ください。

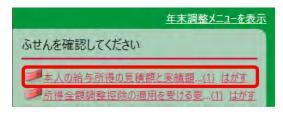
■ 「ふせんを確認してください」が表示された場合 ■

確認や何か対処が必要な場合など、システム(弥生給与)がお知らせしたいことがある場合に赤いふせんが貼られます。これを「システムふせん」といいます。システムふせんが貼られたら、内容を確認し、必要な確認作業や処理を行ってからはがしてください。システムふせんが貼られた状態では、過不足税額の精算や新年度更新を行うことはできません。



■ システムふせんが表示される要因と対処法 ■

システムふせん「本人の給与所得の見積額と実績額の乖離により控除額が異なります」

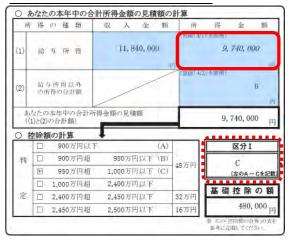


要 因:申告書へ入力した本人の給与所得(見積額)による判定と、 給与データ上で集計された実際の所得額をあてはめた判定 が異なるために表示されます。

対処法: [基・配・所控除申告書] の本人の収入金額の見積額を修正 します。

● 本人の給与収入見積額は 1,184 万円と申告されていたが、実際は 840 万円だった。 (例:千葉貢)

申告書へ入力した見積額からの判定



給与データ上の所得の実績額をあてはめた判定

年間支給額 —————	
区分	課税支給額
給料·手当等	6,480,000
賞与等	1,920,000
前職分	0
現物	0
合計	8,400,000
給与所得控除後の金額	6,460,000
所得金額調整控除額	0
給与所得控除後の金額(調整控除後)	6,460,000

千葉貢さんが申告した給与収入見積額は1,184万円 所得金額は974万円 (所得金額調整控除を差し引き済み)



給与所得金額 974 万円は、950 万円超 1,000 万円以下

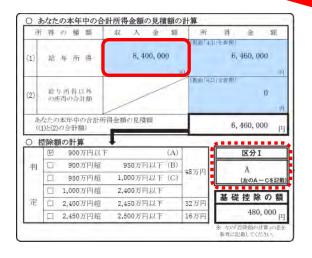


給与所得金額 646 万円は、900 万円以下



給与データ上で集計された実際の給与収入額は840万円 自動計算された所得金額は646万円

対処法



千葉貢さんの給与収入見積額を実績額に修正します。

判定の区分が一致すると、「本人の給与所得の見積額と実績額の乖離により控除額が異なります」のシステムふせんは自動的にはがれます。そして、年税額の計算後に本人の収入金額を変更したため、「年税額が再計算された」のシステムふせんが表示されます。計算結果を確認して、ふせんをはがします。

システムふせん「基・配・所控除申告書の内容と配偶者の設定が一致していません」

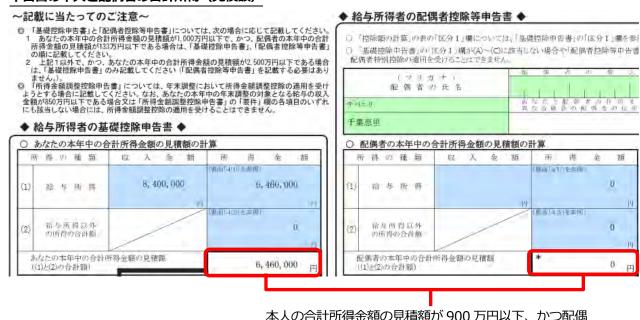


要 因:申告書の本人と配偶者の合計所得(見積額)による配偶者の 要件と、扶養親族情報の設定内容が一致していないために表 示されます。

対処法:扶養親族情報の配偶者の設定、もしくは [基・配・所控除申告書] に入力した配偶者の収入金額の、どちらか間違っている方を修正します。

本人の給与収入金額を修正したため所得金額が900万円以下となり、配偶者(特別)控除の対象となった。配偶者に収入はない。(例:千葉賣)

申告書の本人と配偶者の合計所得(見積額)



本人の合計所得金額の見積額が 900 万円以下、かつ配偶者の合計所得の見積額が 95 万円以下のため、配偶者は源泉控除対象配偶者に該当します。

対処法

配偶者に収入はないので扶養親族情報を修正します。



このケースでは、 [扶養控除等情報入力] ダイアログの [OK] ボタンをクリックすると、年税額の再算出を促すメッセージが表示され、 「はい」をクリックすると年税額が再算出されます。配偶者の区分が一致すると、「基・配・所控除申告書の内容と配偶者の設定が一致していません」のシステムふせんは自動的にはがれます。 「扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」に配偶者名が表示されたことを確認しておきましょう。

システムふせん「所得金額調整控除の適用を受ける要件を満たしていません」



要 因:給与データ上で集計した本人の収入の実績額が、所得金額調整控除の適用が受けられる収入金額に達していないにもかかわらず、扶養親族情報で所得金額調整控除の対象者が設定されているために表示されます。

対処法:扶養親族情報を修正します。

● 給与収入の見積額(1,184 万円)をもとに、所得金額調整控除の設定をしていたが、年税額算出により集計 された実績額が 840 万円だったため、所得金額調整控除は適用されない。(例:千葉貢)

給与データ上の給与収入の実績額



本人の給与収入の実績額が850万円以下のため、 所得金額調整控除は適用されません。

対処法

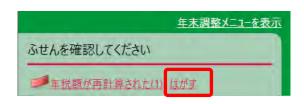
扶養親族情報を修正します。



所得金額調整控除の要件が一致すると、「所得金額調整控除の適用を受ける要件を満たしません」のシステムふせん は自動的にはがれます。「所得金額調整控除申告書」に要件と扶養親族情報が表示されなくなったことを確認してお きましょう。

そして、年税額の計算後に本人の収入金額を変更したため、「年税額が再計算された」のシステムふせんが表示されます。計算結果を確認して、ふせんをはがします。

■ システムふせんのはがし方 ■



従業員の確認と必要な処理が完了したら「ふせんを確認してください」の「はがす」をクリックして、ふせんをはがします。

システムふせんの種類

·	,
「本人の給与所得の見積額と実	「基・配・所控除申告書」に入力した本人の給与所得の見積額から判定さ
績額の乖離により控除額が異な	れた区分 I が、給与データ上の実績額から判定したものと異なり、控除額
ります」	に差異が発生する場合に表示されます。誤りを修正すると自動的にはがれ
	ます。
「基・配・所控除申告書の内容と	「基・配・所控除申告書」に入力した所得金額を基に本人や配偶者を判定
配偶者の設定が一致していませ	した結果と現在の設定内容が異なるときに表示されます。設定内容の誤り
لم	を修正すると自動的にはがれます。
「所得金額調整控除の適用を受	「基・配・所控除申告書に入力した情報が所得金額調整控除の要件を満たさ
ける要件を満たしていません」	ない場合に表示されます。設定内容の誤りを修正すると自動的にはがれま
	す 。
「寡婦・ひとり親の設定が要件を	「基・配・所控除申告書」に入力した情報が寡婦・ひとり親控除の要件を満
満たしていません」	たさない場合に表示されます。設定内容の誤りを修正すると自動的にはが
	れます。
「年税額が再計算された」	年税額の算出後に、各種申告書の値を変更すると表示されます。誤って値
	を変更していないかを確認して、ふせんをはがします。
「年税額の再算出必要」	年税額の算出後に、各種申告書の値を変更すると表示されます。誤って値
	を変更していないかを確認して、年税額を再算出します。ふせんは自動的
	にはがれます。
「再精算が必要」	過不足税額の精算後、各種申告書の値を変更すると表示されます。誤って
	値を変更していないかを確認して、再精算します。ふせんは自動的にはが
	れます。
「住宅借入金等特別控除額を入	[住宅ローン控除等申告書] の [居住開始年月日] が入力されていて、 [住
カしてください」	宅借入金等特別控除額] が入力されていないと表示されます。 [住宅借入
	金等特別控額〕を入力して、ふせんをはがします。
「居住開始年月日を入力してく	[住宅ローン控除等申告書] の [住宅借入金等特別控除額] が入力されて
ださい」	いて [居住開始年月日] が入力されていないと表示されます。 [居住開始年
	月日]を入力して、ふせんをはがします。
「居住開始年月日は平成 11 年	[住宅ローン控除等申告書] の [居住開始年月日] が正しく入力されてい
(1999年) 1月1日以降を入力	ない場合、このふせんが表示されます。正しい日付を入力して、ふせんを
してください」	はがします。
「入力した居住開始年月日の住	[住宅ローン控除等申告書] の [居住開始年月日] が正しく入力されてい
宅ローン控除期間は終了してい	ない場合、このふせんが表示されます。正しい日付を入力して、ふせんを
 ます」	はがします。

5 過不足税額を精算しよう

年末調整ナビから [5 過不足税額を精算しよう] をクリックします。

5 過不足税額を精算しよう

この内容を詳しく知りたい

5-1. 過不足税額の確認・精算

従業員ごとの還付額・徴収額を過不 足税額一覧で確認し、精算を行いま す。

過不足税額一覧

5-2. 給与・賞与精算結果の確認

現金精算の場合は、この手順は不要です。 精算が正しく行われているかどうか給与明 細・賞与明細で確認します。

給与明細 賞与明細



5-3. 現金精算用の準備

給与・賞与精算の場合は、この手順は不 要です。

金種表から現金の種別・枚数を確認し、準備します。

<u>金種表</u>

従業員への配布用に、年調明細書を印刷 します。

年調明細個人別

5-4. 徴収税額の納付

追加徴収した年税額を期日までに税務署・金融 機関等に納付します。

> 精算実行前は「未精算」 と表示されています。

「過不足税額一覧」の集計と精算

従業員ごとの還付額・徴収額を過不足税額一覧で確認して、精算 を行います。

重要

[セレクト] に「絞り込み中」と表示されている 場合は、解除してから処理を行ってください。

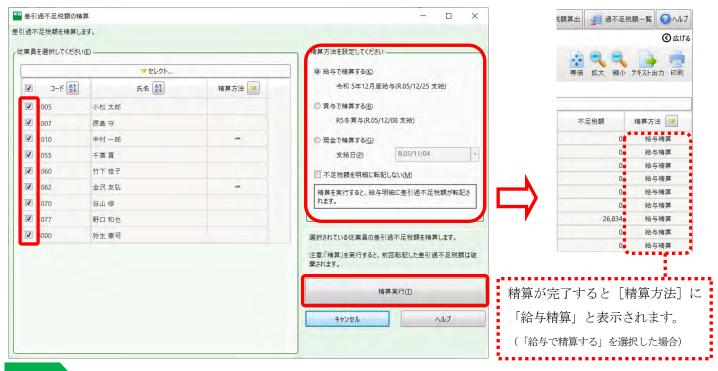
- ナビから [過不足税額一覧] をクリックします。
 [過不足税額一覧] 画面が表示されます。
- 2. [集計] をクリックします。



3. 過納税額(還付額)や不足税額(徴収額)など集計された 金額を確認して[精算]をクリックします。



- **4.** 精算を行う従業員にチェックが付いていることを確認します。
- 5. [精算方法] を選択して [精算実行] をクリックします。



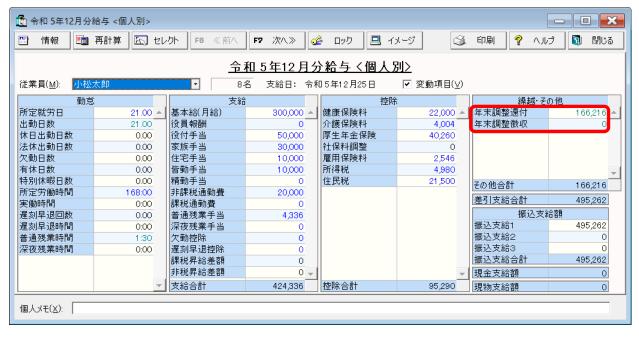
補足

[精算実行] は、何度でもできますが、一度でも実行すると [精算方法] に実行済みの精算方法が表示されます。精算をやり直したい場合は、精算を行う従業員にチェックをつけて [精算実行] をクリックします。

過不足税額が正しく転記されているかを確認 ※ [現金で精算する] を選択した場合は不要です。

過不足税額が明細書に転記されたことを確認します。

- ナビから [給与明細] (賞与で精算した場合は「賞与明細]) をクリックします。
- 2. [繰越・その他] 欄の [年末調整還付] または [年末調整徴収] の項目に、正しい還付(徴収)税額が転記されていることを確認します。



3. [印刷] をクリックして、 [給与(賞与)明細書] を印刷します。

6 法定調書を作成しよう

年末調整ナビから [6 法定調書を作成しよう] をクリックします。

6 法定調書を作成しよう

この内容を詳しく知りたい

6-1. 保管用帳票の印刷

社内で利用するための保管用帳票を印刷します。 源泉徴収簿

6-2. 電子提出の必要性の確認

過去に提出した法定調書の枚数に応じて電子提出の必要性があるか確認します。

詳細は「右のナビ」でご確認ください。

6-2-1. 紙で提出を行う場合

税務署・市区町村に提出したり、従業員に 配布したりするための帳票を印刷します。

源泉徴収票/給与支払報告書 給与支払報告書(総括表) 法定調書合計表

6-2-2. 電子提出を行う場合

電子提出用データの出力と、従業員に配布する 源泉徴収票の印刷を行います。

源泉徴収票/給与支払報告書

※令和5年分の電子申告に対応したプログラム は現在準備中です。

提供時期が確定次第、マイポータルからお知ら せします。

出力したデータをPCdeskで読み込み、電子申告 を行います。

以下の情報はPCdeskから入力してください。

- ·給与支払報告書(総括表)
- ·法定調書合計表

電子提出用データの出力機能は『弥生給与』のみのご提供となります。

[源泉徴収簿]

[源泉徴収票/給与支払報告書] [給与支払報告書(総括表)] [法定調書合計表]の印刷と 電子提出用データの出力

社内で利用するための保管用帳票や、税務署・市区町村に提出する帳票、従業員に配布する帳票を印刷します。電子提出を行う場合は、PCdeskで読み込むためのデータを出力します。

<「源泉徴収簿」の印刷>

- 1. ナビから [源泉徴収簿] をクリックします。
- 2. [源泉徴収簿印刷] 画面が表示されます。 [印刷の設定] を行い、印刷する従業員を選択して、プレビュー画面の[印刷する] をクリックします。

※令和5年分および令和6年分の様式に対応しています。

〈電子提出の必要性の確認〉

提出する源泉徴収票や支払調書などの法定調書は、枚数に応じて電子提出が必要です。「右のナビ」をクリックすると、電子提出が必要となる条件などが確認できます。

6-2. 電子提出の必要性の確認

前々年の提出すべきであった法定調書の提出枚数が「100枚以上」であるものについては、 eLTAX、e-Taxまたは光ディスク等による電子提出が必要です。

例えば、前々年1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合、本年1月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は電子提出する必要があります。



出典:国税庁パンフレット「光ディスク等による支払調書の提出が義務化されています」(令和元年9月) に当社一部追記

電子的提出の義務化についての詳細は 法定調書の電子的提出への対応 で確認できます。

クリックすると、弥生ホームページの「年末調整業務お役立 ち情報」が表示され、より詳細な情報が確認できます。

く「源泉徴収票/給与支払報告書」の印刷> (紙で提出を行う場合)

- 1. ナビから [源泉徴収票/給与支払報告書] をクリックします。
- 2. 「源泉徴収票/給与支払報告書] 画面が表示されます。
- 3. 内容を確認し、必要に応じて修正します。



<① [提出先市区町村] の確認>

[源泉徴収票提出] 列に「○」が表示されている従業員の[提出先市区町村] 列に、市区町村が設定されていることを確認します。 [提出先市区町村] 列の修正が必要な場合は、弥生給与本体で行います。

<② [源泉徴収票提出] の確認>

市区町村に源泉徴収票を提出する従業員が「○」になっていることを確認します。変更する場合は、右クリックして変更します。

<③ [摘要] の確認>

[摘要] の内容が正しく反映されていることを確認します。変更や追加を行う場合は、直接手入力します。

補足

摘要欄には、年末調整の明細や従業員情報の設定によって以下の項目が自動で印字されます。

- 5 人目以降の扶養親族の氏名(扶養親族のうち、年少扶養親族の場合は氏名の後ろに「(年少)」と表示、 非居住者の場合は氏名の後ろに「(非居住者)」と表示)
 - ※あわせて、源泉徴収票の[備考]欄に記載される個人番号との対応関係を、氏名の前に確固書きの数字で表示
- 障害者に該当する同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の氏名(氏名の後ろに「(同配)」と表示)
- 所得金額調整控除に該当する要件の配偶者または扶養親族の氏名(特別障害に該当する同一生計配偶者の場合は指名の後ろに「(同配)」と表示、特別障害に該当する扶養親族と年齢が23歳未満の扶養親族の場合は氏名の後ろに「(調整)」と表示)

ただし、氏名がすでに配偶者や扶養親族の欄に表示されている場合を除く

- 3回目以降の住宅借入金等特別控除の居住開始年月日、区分、年末残高
- 前職分の支払金額、徴収税額、社会保険料
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報
- 「年調未済」

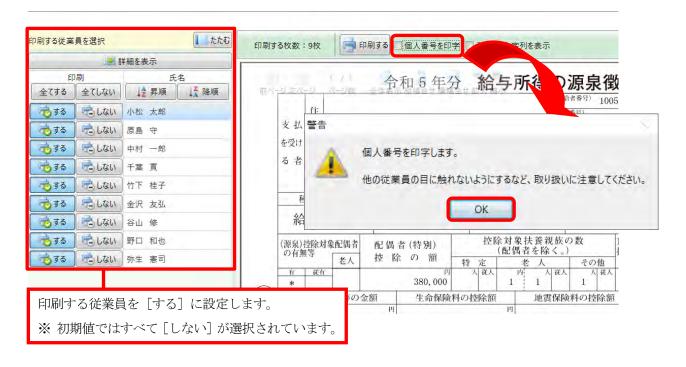
4. 内容の確認、修正が完了したら「印刷」をクリックします。

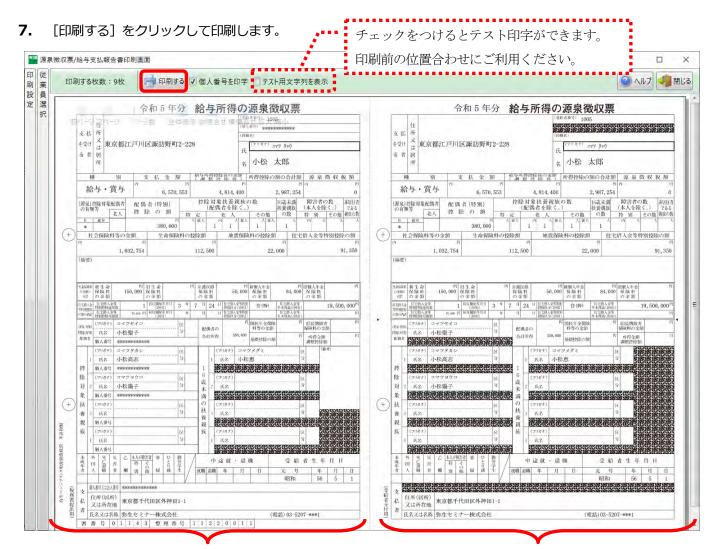


5. [印刷の設定] で印刷する用紙を選択します。



- 6. 印刷する従業員の [印刷] を「する」に設定し、プレビュー画面の [個人番号を印字] にチェックを付けます。 個人番号の取り扱いに関する警告が表示されますので、確認して [OK] をクリックします。
 - ※個人番号の印字は、マイナンバー取扱い担当者でログインしている場合のみ行えます。





税務署提出用の源泉徴収票では、16 歳未満の扶養 親族の個人番号を印字しません。

受給者交付用の源泉徴収票では、従業員本人と扶養 親族の個人番号、給与支払者の個人番号又は法人番 号を印字しません。



8. [印刷の設定] の用紙で「給与支払報告書(個人別明細書)」を選択して同様に印刷します。

く「給与支払報告書(総括表) | の印刷>

- 1. ナビから [給与支払報告書(総括表)]をクリックします。
- 2. 「給与支払報告書(総括表)〕画面が表示されます。「集計」をクリックします。



[事業所設定]をクリックすると、印刷する事業所の情報が確認、入力できます。

給与支払報告書提出済みの人がいる場合は人数を入力します。集計時にはすべての人数が特別徴収に表示され、普通徴収(退職者または退職者除く)へ入力すると特別徴収の人数が自動的にマイナスされます。



補足

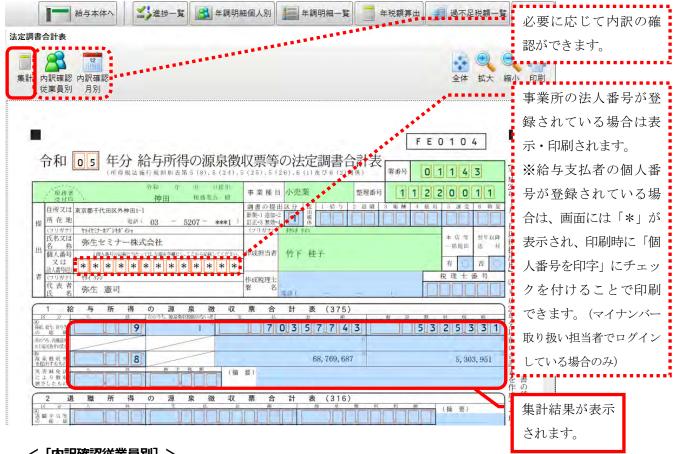
個人事業主の場合(給与支払者の個人番号が登録されている場合)は、プレビュー画面に「個人番号を印字」のチェックボックスが表示されます。チェックをつけると給与支払者の個人番号が印字されます。

※ 給与支払者の個人番号の印字は、マイナ ンバー取り扱い担当者でログインしてい る場合のみ行えます。



く「法定調書合計表」の印刷> ※『弥生給与』のみの機能です。

- 1. ナビから [法定調書合計表] をクリックします。
- 2. [集計] をクリックします。確認メッセージが表示されるので [はい] をクリックします。



〈[内訳確認従業員別] >

[源泉徴収税額] がない従業員、 [源泉徴収票] を提出する従業員を確認できます。

<[内訳確認月別]>

支払月毎の[支払金額] [源泉徴収税額] を確認できます。

3. 必要な項目を入力します。

項目の色によって、入力方法は異なります。

項目の色	内容
緑色	クリックすると [振込口座・事業所情報入力] 画面が表示されます。
水色	クリックすると直接入力できます。

4. 内容の確認、入力が完了したら [印刷] をクリックします。



[印刷の設定] を行い、プレビュー画面の [印刷する] をクリックし 「法定調書合計表」を印刷します。 5.

〈電子提出を行う場合〉

- 1. ナビから [源泉徴収票/給与支払報告書] をクリックします。
- 2. [源泉徴収票/給与支払報告書] 画面が表示されます。
- 3. [電子提出用 CSV 出力] をクリックします。



4. 電子提出を行う従業員の [源泉徴収票の出力] と [給与支払報告書の出力] が「する」になっていることを確認して [出力する] をクリックします。



5. [出力先] を選択して [OK] をクリックします。

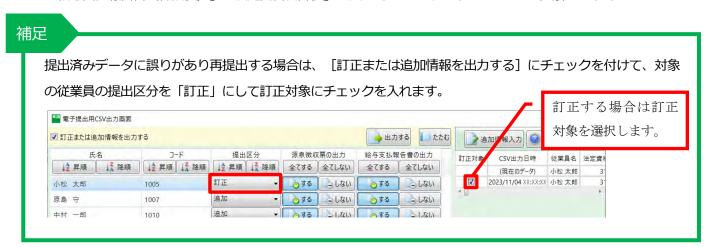


選択した従業員の追加情報が 入力できます。詳細は [ヘル プ] ボタンでご確認ください。

6. 出力した電子提出用 CSV ファイルを PCdesk で読み込みます。

PCdesk の操作方法は、eLTAX 地方税ポータルシステムの Web ページでご確認ください。

※「給与支払報告書(総括表)」「法定調書合計表」は出力できませんので PCdesk から直接入力してください。



7 新年度へ更新しよう

年末調整ナビから [7 新年度へ更新しよう] をクリックします。

7 新年度へ更新しよう

この内容を詳しく知りたい

7-1. 年末調整終了前の確認

年度更新を行う前に、すべての年末調整作業が完 了していることを確認します。

進捗一覧

年度更新によって年税額などの計算結果が変わらないように、明細がロックされていることを確認します。

給与明細 賞与明細



7-2. 新年度更新

次の年度へと更新します。 終了して新年度へ

年末調整終了前の確認

年度を更新すると、年末調整のやり直しや資料の印刷が行えな くなりますので、年末調整作業がすべて完了していることを確 認します。

<「進捗一覧」の確認>

- 1. ナビから [進捗一覧] をクリックします。
- 2. 年末調整作業がすべて完了していることを確認します。



「給与明細 | 「當与明細 | のロックをする

年度更新によって年税額の計算結果が変わらないように、新年度へ更新する前に、 [給与(賞与)明細書] をロックします。

年末調整の精算を本年最後の「給与支払」で行った場合

本年最後の給与をロックします。

※念のため、本年最後の賞与が終了またはロックされていることも確認しておきましょう。

- 1. ナビから [給与明細] をクリックします。
- 給与明細の入力画面が表示されます。メニューバーの[編集] [すべてをロック] を選択します。
- **3.** 「全従業員(従業員セレクト中の場合は、セレクトされた全従業員)の明細データをロックします。よろしいですか?」のメッセージが表示されます。 [はい] をクリックします。

> 年末調整の精算を本年最後の「賞与支払」で行う場合

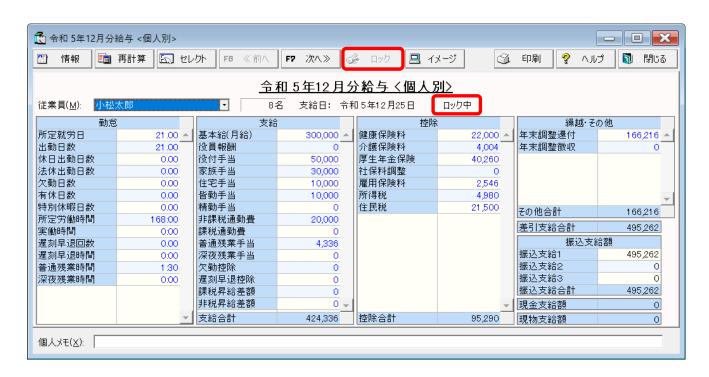
本年最後の賞与をロックします。

※念のため、本年最後の給与がロックされていることも確認しておきましょう。

- 1. ナビから [賞与明細] をクリックします。
- 2. 賞与明細の入力画面が表示されます。メニューバーの[編集] [すべてをロック] を選択します。
- **3.** 「全従業員(従業員セレクト中の場合は、セレクトされた全従業員)の明細データをロックします。よろしいですか?」のメッセージが表示されます。 [はい] をクリックします。

▶ 年末調整の精算を「現金」で行う場合

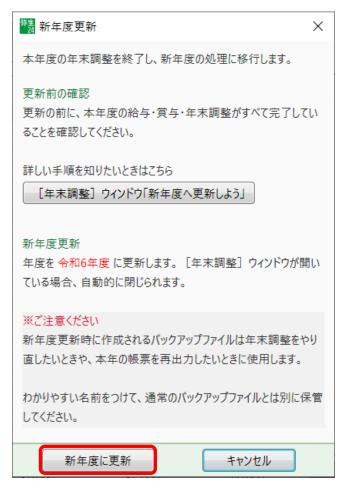
念のため、本年最後の給与、賞与ともに、ロックされていることを確認しておきましょう。





新年度更新

本年度の年末調整を終了して新年度へ更新します。



- **1.** ナビから [終了して新年度へ] をクリックします。 [新年度更新] の画面が表示されます。
- [新年度に更新]をクリックします。
 「処理年度の確認]画面が表示されますので、「処理を続ける」をクリックします。
- 【バックアップ】画面が表示されます。
 【場所】 (バックアップファイルの保存場所) と [名称]
 (バックアップファイル名) を指定して [OK] をクリックします。

重要

年末調整処理終了時のバックアップファイルは大切に保存しておいてください。

令和 5 年分 年末調整のバックアップファイルがないと、令和 5 年分 年末調整のやり直しや帳票印刷を行うことができません。通常のバックアップファイルとは別に保存しておくことをお勧めします。新年度への更新時に表示されるバックアップ画面の「名称」には、令和 5 年分 年末調整であることがわかるように「(データファイル名)_令和 5 年度年調更新_給与 24」と表示されます。

以上で「令和5年分年末調整の流れと操作」は終了です。令和6年1月度の給与計算を行うために次月度へ更新をしてください。

参考資料① 小松太郎さんの情報 ※申告書は別紙参照

扶養控除等申告書	<配偶者> 小松聖子 <扶養親族>	S63/	/6/25 生 源泉	控除対象配偶者 かつ) 同一生計配偶者
※すべて「障害なし」	小松高志	子	H17/5/5 生	区分:一般	
※9八〇「障害なり」	小松恵	, 子	H21/11/10生	区分:年少	
	小松陽子	母	S27/5/28生	区分:同居老親等	等 ※追加
	<一般の生命の	呆険料:	> 新契約	150,000円	
保険料控除申告書	<介護保険料)	>		50,000円	
冰水竹江水 中口目	《相经际中告書 《個人年金保	()	新契約	84,000 円	
	<地震保険料>	>			
配偶者控除等申告書	本人の収入見利	顏(給与のみ)	6,400,000 円	
	配偶者の収入り	見積額	(給与のみ)	900,000 円	
住宅ローン控除	居住開始年月日	日:令	和3年7月24日	特別控除区分	: 住 (特)
	年末残高	: 19	9,500,000 円	特別控除額	: 97,500 円
前職情報	なし				

参考資料② 年税額の算出対象期間に関する補足

12月に給与の支給が2回ある場合の設定について

年末調整では、その年度に支払われた給与・賞与の金額を基に過不足税額が計算されます。

翌年 1 月度給与の支給日を本年 12 月に変更して、12 月に 2 回給与を支給する場合、つまり、12 月に支給される給与が本来の 12 月度給与と、翌年 1 月度給与の 2 回になる場合は、翌年 1 月度給与を含めて年末調整を行います。

たとえば、毎月5日支給の場合に、翌年の1月5日に支給する1月度給与の支給日を本年12月26日に変更すると、本年12月に支給する給与は12月5日(12月度給与)と12月26日(翌年1月度給与)の2回になります。



この場合は、 [本年2月度~翌年1月度<1ヶ月後にずらす>] を選択します。

注意: 翌年1月度を本年12月に支給し、かつ、本年1月にも給与を支給する場合、つまり、年13回の給与の支給がある場合には対応できません。年末調整の明細入力で、課税支給額や、非課税支給額、社会保険料などを直接修正して年末調整を行ってください。この場合は、年末調整の資料として、所得税徴収高計算書用資料を利用することはできません。

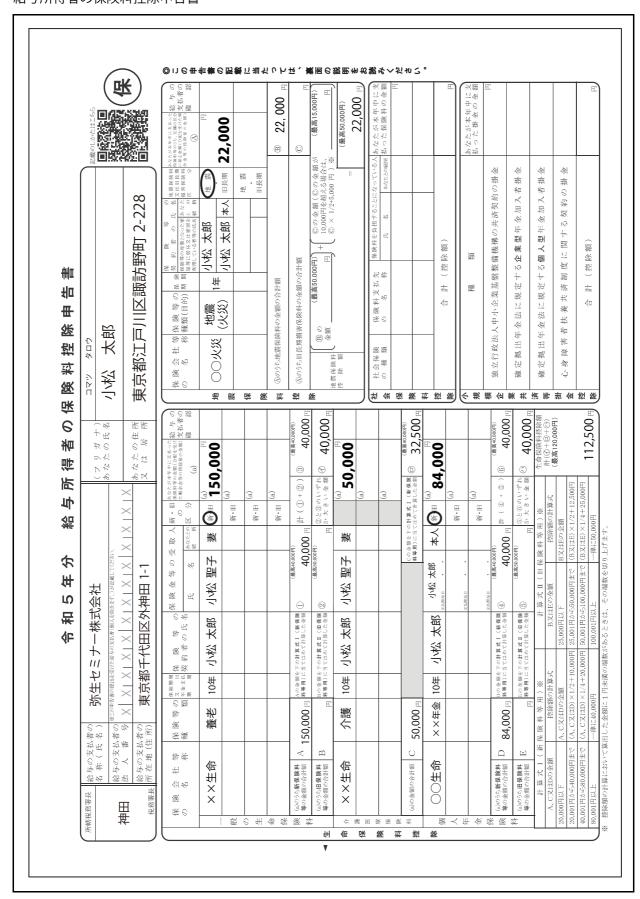
給与データの作成方法により、支給日の月と給与処理月度が異なっている場合があるので、賃金台帳で対象給 与期間を確認するようにしましょう。

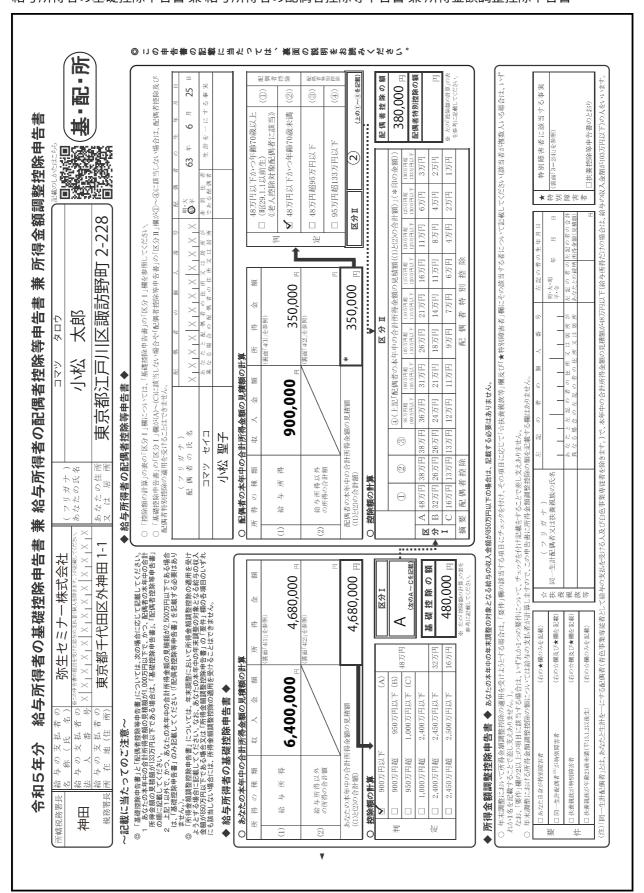
申告書例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



所轄稅務署長等	給与の支払者	 	(フリガナ)		あなたの生年月日	日平:今 🖲 56 年 5 月	1
世田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	名称(氏名		あなたの氏名	小松 太郎	世帯主の氏	4 小松 太郎	(徒たる給与についての (またる) (またの) (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また
税務署長	給与の支払者 の法人(個人)番号	※10の毎年第の超出を必けた終与の支力権が智義したくだない。 ※	あなたの個人番号	× × × × ×	X X X X X A なたとの総柄	₩ ★	無している場合 には、○母を合け へくだなり。
江戸川区 市区町村長	給与の支払者 の所在地(住所)	東京都千代田区外神田 1-1	あなたの住所 又 は 居 所	(郵便番号132-0000 東京都江戸	0) 戸川区諏訪野町 2-22	配偶者 の有無	#· ®
なたに源泉控除対	あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に	に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ	つ、あなた自身が障害者	、寡婦、ひとり親	又は勤労学生のいずれにも該当しな	ない場合には、以下の各欄に記	入する必要はありません
区分	(7 1) #	子) 個人番号	老人扶養親族 (昭29.1.1以前生)	*親族 (前生) 今和5年中の	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 / 令和5年中に異動があった/
		名 あなたとの続柄 生年月日	特定扶養親族 (平1312生~平17.11生)	所得の	生計を一にする事	Į į	場合に記載してください (以下同じです。)。
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		セイコ	. 25	350,000	(該当する場合は○年を付けてください。)	東京都江戸川区 諏訪野町 2-228	
	``	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	□ 同居老親等 X X □ その他		□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者	<u> </u>	
	7,1√4,2	高态 子 (∰.☆ 17·5·	· 5 □ 特定抄	特定扶養親族			
○ 給与から は は と と を を を を を を を を を と を と を と を と	2 1/4 2 1/4 2		28 × ×	同居を親等 その他 0 特定扶養親族 円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 際音者 38万円以上の支払	十圓	令和5年5/20 同居により 追加
	6		□ 同居老親等 □ ○ その他		□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障告者 □ 95111111 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		周·大	特定却	特定扶養親族	0001FWL0248		
			□ 同居老親等 □ 小の他		□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上□ 留学□ 障害者		
	Į.	期·大 昭·平		特定扶養親族			
	□障害者区分	該当者 本 人 同 — 生計 扶養親族 □ 寡	障害者)	害者又は勤労学生の内容(この欄	この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載に	記載についてのご注意」の8をお読みください。)	い。) 異動月日及び事由
障害者、寡婦、 ひとり舞又は		を キュー	: 0 親				
勤労学生	株 25 両 出 右 同応称25 競出を	市台(人)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)(力)<	李 任 (第)	校院対象配偶者とは、所得者(令:受ける人及び白色事業専従者を除	一 源券投除対象配偶者とは、所得者(名和5年中の所得の見時額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業事従者として給与の 支払を受ける人及が日色事業等は者を除さます。)で、合和55年中の所得の見掲載が95万円以下の人をいいます。	9人に限ります。)と生計を一にする配偶等 95万円以下の人をいいます。	 者(青色事業専従者として給与の
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、	チェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください	٥٠	- 生計配偶者とは、所得者と生計を 7見積額が48万円以下の人をいい	を一にする配偶者(青色事業専従者として給ます。	与の支払を受ける人及び白色事業専従	者を除きます。)で、令和5年中の
他の所得者が	开	名 あなたとの 生年月日 総 権	住 所 又	は 居 所	控除を受ける作 氏 名 bなたとの総柄	他の所得者 住所又は居所	異動月日及び事由
D 控除を受ける 扶養親族等		用·大·昭 甘·合· 平·子·昭 平·子·昭					
住民税に関する	事項(この欄は、	去第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、	給与の支払者を経由し	て市区町村長に提出する給	与所得者の扶養親族等申	告書の記載欄を兼ねています。)	
	(7 y A	個人番号	かなだめの統例生年年	月日 住所	又は居所 機等	控除対象外国外扶養親族 合和5年中 ®byzakbitOmをfitr きょい。 所得の見樹額</td <td>中の 異動月日及び事由</td>	中の 異動月日及び事由
16歳未満の 扶養親族 (平201つ以後生)	1 <u>コマツ メグ</u> 小松 恵	-X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1X-1	× 子 ⇔ 21·11	1·10 同上			E
1 2 54 1 2 5 1 1 2 5 1 1 1 2 5 1 1 1 2 5 1 1 1 1	2			•			H
退職手当等を有する	(フリガナ) 氏 名	個人番号	あなたと生年	月日 住所又(非居住者で _{該当する項目にチェッ} /	ある親族 令和5年中の 際 を付けてください。) 所得の見積額(※) 区	^{2年者} 異動月日及び事由
隅者・扶養親族			明·大·昭				27





給 与 の 支 払 者 の名 称 (氏名)	 你生セミナー株5	 式会社	(フリガ あ な た の		# 主の氏名及びあなた。 コマツ ・ 小 	 との続札(小松太 タロウ 太郎	郎 本人)
神田 給 与 の 支 払 者 の 法 人 番 号 X X		XXXX	あなたの	住 所		^{本郎} 크川区諏訪)野町
税務署長の所在地(住所)	京都千代田区外			子 所	2-228		
年末調整の際に、次のとおり(特質 日本	新築又は	開控除を受購入に係	る借入	金等の	計算	(D)	等に係る
新築、購入及び増改築等に係る	A 住宅のみ 円	B 土 地	等のみ円		<u>宅及び土地等</u> 500,000円	一 借入金	等の計算 円
住宅借入金等の年末残高① (内、連帯債務による借入金の額) ()	()	_	,500,000) (%) 円	()
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (① の う ち 単 独 債 務 の 額 + ②	%) 円	(%) 円			(%)	円
)と回の少ない方 円	②と回の少ない	方 円	②と(@+@		②と①の少ない力	ī 円
増改築等の費用の額の③いずれか少ない方の金額					,750,000		
③ × 「居住用割合」④	%) 円	(%) 円)%) (注1) 円	(%)	円
住宅借入金等の年末残高等」	最高 4,000 万円) 円	年間所得の	見積額	9	,750,000		
(4の欄の合計額)	9,750,000	(3,000万円を 控除の適用が	超える場合は (ありません。)	4	4,680,000		
特定増改築等の費用の額⑥	円	(備考)					
(注2) 特定増改築等の費用の額に係る (最高 万円)円	(注1) ©欄の④	の居住用割合につい	ては、⑥欄の④の	D居住用割合と®欄の④のA	号住用割合や⑩欄の④の₽	計
住宅借入金等の年末残高等⑦(⑤と⑥の少ない方)(注2)		(注2) 特定增改	築等住宅借入金等特	別控除を受けない	封の説明書をお読みいただ い方は、⑥欄及び⑦欄の記え 受ける場合は同封の説明書	人の必要はありません。	
(1)	00円未満の端数切捨て) 最高 400,000 円)		の 特 例) を 受			数切捨て) 円)	円
住宅借入金等特別控除額8	97,500	(行 八	生 増 改 人 金 等 特)	11)	00
(\$\times 1\%)	97,300		(注3)				
^{令和5年分} 年末調整0	つための(特定は	曽改築等)住宅信		等特別控	除証明書	
132-0000			ナショの土は	· △111	3 年分の所得利	当について加の	
			おり(特定増	改築等)信	主宅借入金等特		
		旭	用を受けてい	い ることを	証明しよす。		
東京都江戸川区諏記	訪野町2-228		令和 4	年 10	月 17 日		
小松 太郎	 3	江戸	北 税務署	長	財務事務	第0000	即
(証明事項) (令和1年中居住者		* **			Jah Arin) - 1910	+ 7 * *	
⑦居住開始年月日 ②取得対	価 の 額 🕜 居住用書	事項引合 (全) 連帯債	務割合命取	力 得 対	価 の 額 ○ 居	する事項住用割合り返	車帯債務割合
(特定) 令和3年 7月24日 10,000	,000 100.0	50.0)0 "	11,000	,	100.0 %	50.00
⑦ 居住開始年月日 ⑦ 増改築等の)費用の額図 特定増改領	薬等の費用の額	心 居住用書	割合⑨ 連	帯債務割合	例期間(11年目〜1 における控除限度 3和11年分〜令和1	度額
	円	円					